

奨学金事業による修学継続の支援

(中途退学の予防に向けて)

2013.10.22

独立行政法人日本学生支援機構
奨学金事業部次長 藤森義夫

奨学金事業による修学継続の支援 (中途退学の予防に向けて)



1 奨学金制度の概要

(1) 奨学金の意義

教育の機会均等の確保のために

○ 日本国憲法 第26条 (第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○ 教育基本法 第4条 (第3項)

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条 (抄)

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、～ (中略) ～ 我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(2) 機構奨学金の特徴

機構奨学金

- <事業目的>
 - 教育の機会均等
- <貸与を受ける者>
 - 経済的理由により、修学に困難がある優れた学生・生徒本人。
- <基準>
 - 家計（家計支持者の収入・所得金額）、学力、健康、人物
- <貸与方法>
 - 原則として毎月の貸与
- <事業運営>
 - 国が資金を提供、学校が学力等の審査等の具体的な手続きを実施、日本学生支援機構が総括のうえ回収業務を実施。
 - 日本学生支援機構における運営経費は国費。
- <教育上の効果>
 - 適格認定等による修学目的のより高いレベルでの実現。

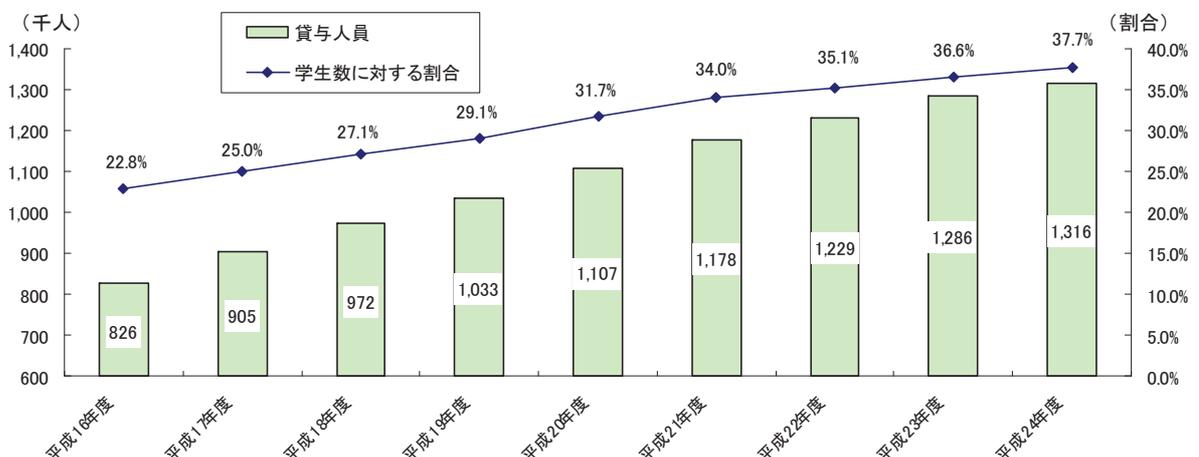
教育ローン（融資）

- <事業目的>
 - 営利
- <融資を受ける者>
 - 学生・生徒の保護者等。
- <基準>
 - 一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力
- <貸付方法>
 - 通常は一括貸付
- <事業運営>
 - 金融機関が資金貸付、回収業務を実施。
 - 運営経費は利子収入等。
- <教育上の効果>
 -

(3) 事業規模

① 全学生に対する奨学生の割合の推移

➤ 年々上昇しており、平成24年度実績においては、大学生では約2.6人に1人、大学院生では約2.5人に1人、専修学校専門課程の生徒では約2.7人に1人が機構奨学生である。



(注)1.貸与人員は、各年度の実績で延べ人数（第一種奨学金・第二種奨学金に係る貸与人員の計）である。
2.貸与人員と対比する学生数は、各年度の学校基本調査（大学院学生数及び専修学校専門課程生徒数は日本学生支援機構調査）による。

② 事業予算

事業費に占める返還金の割合が高い

（単位：億円）

区分	平成24年度予算		平成25年度予算		比較増△減額
事業費総額	11,263	—	11,982	—	719
第一種奨学金（無利子貸与）	2,767	（100%）	2,912	（100%）	144
政府貸付金	796	（29%）	790	（27%）	△ 5
返還金	1,949	（70%）	2,121	（73%）	150
平成23年度1次補正予算執行残見込額	23	（1%）	0	（0%）	△23
第二種奨学金（有利子貸与）	8,496	（100%）	9,070	（100%）	574
財政融資資金等	14,931	（176%）	15,447	（170%）	516
返還金	3,373	（40%）	3,795	（42%）	423
財政融資資金等償還金	△ 9,807	（△115%）	△ 10,172	（△112%）	△ 365

※上表は日本学生支援機構実施分のみでの事業費である。高等学校等奨学金事業交付金分は含んでいない。
※四捨五入の都合上、計が一致しないことがある。

2 中途退学の予防

(1) 中途退学者の状況

【中途退学者の状況（学校種別）平成20年度末（3月20日時点）】

理由	大学・短期大学						高等専門学校		計	
	国立		公立		私立		退学者数 （人）	構成比 （%）	退学者数 （人）	構成比 （%）
	退学者数 （人）	構成比 （%）	退学者数 （人）	構成比 （%）	退学者数 （人）	構成比 （%）				
学業不振	654	9.3%	137	9.8%	5,565	14.0%	180	14.9%	6,536	13.2%
学校生活不適應	143	2.0%	77	5.5%	2,072	5.2%	67	5.6%	2,359	4.8%
経済的理由	624	8.9%	143	10.2%	6,944	17.5%	4	0.3%	7,715	15.6%
就職	1,406	20.1%	159	11.4%	4,851	12.2%	117	9.7%	6,533	13.2%
転学	786	11.2%	269	19.2%	5,616	14.1%	479	39.7%	7,150	14.5%
海外留学	60	0.9%	15	1.1%	216	0.5%	0	0.0%	291	0.6%
病気・けが・死亡	351	5.0%	111	7.9%	2,775	7.0%	35	2.9%	3,272	6.6%
その他	2,969	42.4%	507	36.3%	11,558	29.0%	325	26.9%	15,359	31.1%
合計	6,998	99.9%	1,398	101.4%	39,791	99.5%	1,207	100.0%	49,394	99.6%

出典：各大学等の授業料滞納や中退等の状況調査（文部科学省）結果に基づき作成

(2) 経済的理由の解消

- 予約採用、在学採用により、修学に際しての経済的不安を解消
- 家計支持者の失職、被災等による在学中の家計急変に対しては、「緊急採用」、「応急採用」で支援

① 平成24年度奨学生採用状況

(単位:件)

区分	第一種採用者数				第二種採用者数			
	予約採用	在学採用	緊急採用	計	予約採用	在学採用	応急採用	計
大学	26,729	55,843	2,769	85,341	139,609	65,247	764	205,620
短期大学	3,277	3,385	95	6,757	18,079	4,204	58	22,341
大学院	8,907	23,090	248	32,245	3,736	8,097	48	11,881
高等専門学校	479	985	16	1,480	-	239	3	242
専修学校専門課程	7,577	9,669	409	17,655	53,306	23,513	239	77,058
計	46,969	92,972	3,537	143,478	214,730	101,300	1,112	317,142

(注) 上表には海外留学奨学金分を含まない。

- 貸与中の経済状況の悪化には、貸与月額の増額、第一種・第二種の併用貸与による対応も可能
 (私立・自宅外通学の例) 第一種 3万円 ⇒ 第一種 6万4千円
 第一種 6万4千円 ⇒ 第一種 6万4千円 + 第二種 3万円

② 貸与月額(選択性)

(単位:円)

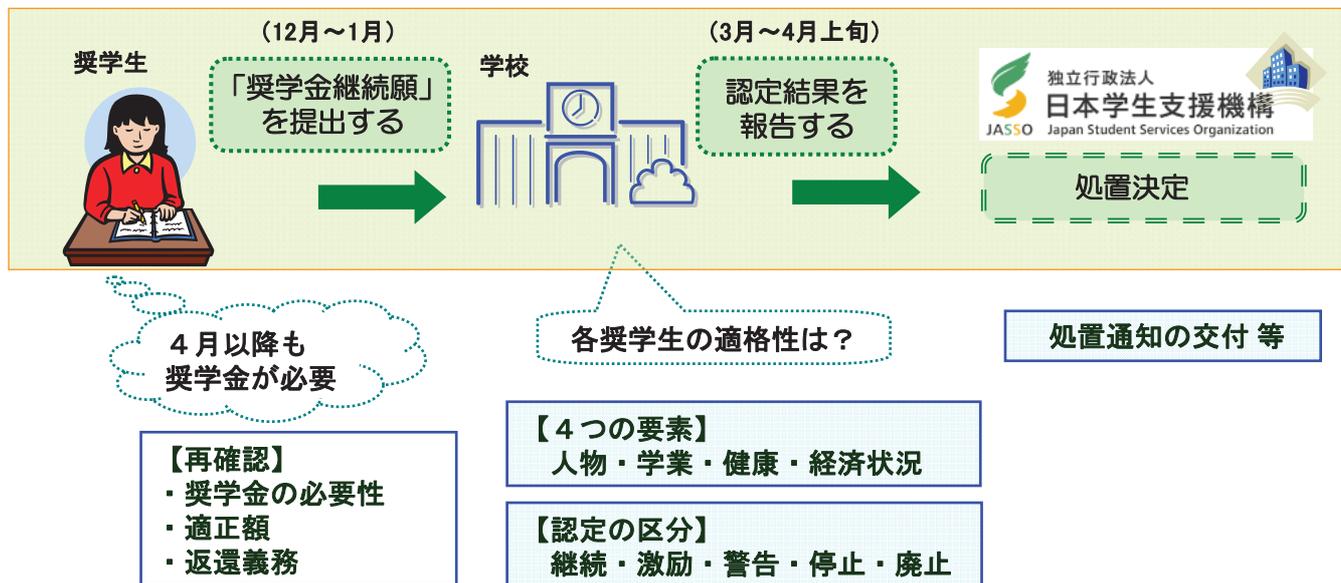
区分	第一種奨学金					第二種奨学金	
	国公立		私立		自宅 自宅外		
	自宅	自宅外	自宅	自宅外			
大学	45,000	51,000	54,000	64,000	30,000	3万円・5万円・8万円・10万円から 奨学生が希望する額を選択 (高専1～3年次は対象外)	
短期大学	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000		
高等専門学校	1～3年次	21,000	22,500	32,000	35,000		10,000
	4・5年次	45,000	51,000	53,000	60,000		30,000
専修学校専門課程	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000		
大学院	修士課程 専門職大学院	88,000			50,000	5万円・8万円・10万円・13万円から 奨学生が希望する額を選択	
	博士課程	122,000			80,000		

※ 第一種奨学金の「自宅自宅外」月額は、国公立別及び通学別に関わらず選択することができる。

※ 第二種奨学金は、上記貸与月額他に、私立大学の医・歯・薬・獣医学を履修する課程及び法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については別途貸与月額を増額することができる。

(3) 学業成就に向けた指導（適格認定）

① 適格認定の概要



② 適格認定の処置（要件、実績）

処置区分	要件（大学等での学業）	該当者	
		23年度	24年度
廃止	・卒業延期が確定した者 等	10,846件 (1.2%)	9,726件 (1.0%)
停止	学業成績は廃止該当者と同じだが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込がある者	12,187件 (1.3%)	11,988件 (1.3%)
警告	廃止・停止に該当しない者のうち、修得単位（科目）が著しく少ない者（標準的な修得単位の1/3程度以下の者） 等	12,329件 (1.3%)	12,368件 (1.3%)
激励	警告該当者ほどではないが他の学生に比べて劣っている者	36,086件 (3.9%)	34,930件 (3.8%)
継続	上欄に該当する者以外の者	843,474件 (92.2%)	860,508件 (92.6%)
対象者計	—	914,922件	929,520件

③ 適格認定の処置内容（奨学金の取扱い、指導等）

処置区分	奨学金の取扱い・指導等
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の交付を取り止め（奨学生としての身分喪失） ・学校を通して本人宛に「処置通知」を交付 ・奨学金の貸与終了手続きについて説明
停止	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の交付を停止（1年以内で学校長が定める期間） ・学校を通して本人宛に「処置通知」を交付 ・学業成績が回復した場合は、奨学金の交付を「復活」することがある旨を説明
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の交付を継続 ・学校を通して本人宛に「処置通知」を交付 ・学業成績が回復しない場合は、「停止」又は「廃止」の処置があることを警告し指導
激励	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の交付を継続 ・学校から本人に口頭で処置を通知（「処置者一覧」を学校へ送付） ・学業成績の向上に努力するよう激励し指導
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の交付を継続

（参考）採用から貸与終了までの主な業務（学校関係）

時期	学校における主な業務
採用前後	奨学金希望者への書類配付・説明（制度概要・間違いやすい点、質疑回答等）
	貸与希望者からの申請受付・選考・機構への推薦
	採用候補者への指導
	採用決定者への書類交付・説明・返還誓約書の徴取
貸与中	奨学生指導（奨学生の心構え等・修学の奨励等）
	適格認定、認定結果に応じた指導
	異動の報告・処理、住所変更等の報告
貸与終了前後	貸与終了者への書類配付・返還指導（返還準備・心構え・返還困難時の対応等）
	リレー口座加入指導
	業績免除（大学院・第一種のみ）書類配付・申請受付・候補者選考・機構への推薦